

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 加入者保護信託</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 受益者への支払等（第五十八条―第六十一条の二）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第四章（第八章）（略）</p> <p>附則</p> <p>（受益者への支払）</p> <p>第六十条 受託者は、加入者の請求に基づいて、当該加入者が振替機関等の誤記載等によって受けた損害に係る債権（第六項において「誤記載等債権」という。）であつて、破産手続等開始時において現に当該加入者が破産直近上位機関等に対して有する債権（第六項、次条及び第六十一条の二において「補償対象債権」という。）に相当する金額につき、主務省令で定めるところにより支払を行うものとする。</p> <p>2 6（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 加入者保護信託</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 受益者への支払等（第五十八条―第六十一条）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第四章（第八章）（略）</p> <p>附則</p> <p>（受益者への支払）</p> <p>第六十条 受託者は、加入者の請求に基づいて、当該加入者が振替機関等の誤記載等によって受けた損害に係る債権（第六項において「誤記載等債権」という。）であつて、破産手続等開始時において現に当該加入者が破産直近上位機関等に対して有する債権（第六項及び次条において「補償対象債権」という。）に相当する金額につき、主務省令で定めるところにより支払を行うものとする。</p> <p>2 6（略）</p>

(受益者への支払)

第六十一条 (略)

(所得税法等の適用)

第六十一条の二 加入者が、補償対象債権に係る第六十条第一項の支払を受けたときは、その支払を受けた時に、その支払を受けた金額により、当該加入者から当該支払をした受託者に対し当該支払に係る補償対象債権（当該補償対象債権のうち当該支払をしたことにより当該受託者が取得した部分に限る。）に係る社債等の譲渡があつたものとみなして、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の二及び第四条の三の規定の特例の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(受益者への支払)

第六十一条 (略)

(新設)